

○育英等編集委員会規程

昭和37年7月24日

達第403号

改正 昭和55年5月28日達第717号

昭和62年5月27日達第801号

育英等編集委員会規程

(設置)

第1条 日本育英会の広報に関する出版物の内容の整備，充実を図り本会事業の普及徹底を期するため本部に育英等編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第2条 委員会は次に掲げる出版物の編集に関する事項を審議決定する。

- (1) 育英 奨学生および奨学生であつた者に対し，必要な事項を連絡するとともに本会の事業に対する認識を深めさせることを目的とするもの。毎年約3回発行する。
- (2) 育英通信 高等学校，高等専門学校，大学および専修学校の教職員に対し本会の事業の方針を周知させるとともに事務上の連絡を緊密にすることを目的とするもの。毎年約4回発行する。
- (3) その他 前各号に掲げるもの以外で本会事業に関する広報を目的として発行するもの。

(委員会の組織および委員の任命)

第3条 委員会は，委員長1人および委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は理事の中から，委員は職員の中から会長が命ずる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は会務を掌理し，会務の議長となる。

2 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(編集員の任命およびその職務)

第5条 委員会に編集員若干人を置き，職員の中から会長が命ずる。

2 編集員は第2条に規定する編集に必要な資料の作成，原稿の整理等の事務を行なう。

(委員会の招集)

第6条 委員会の会議は，必要に応じ委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は，企画広報部広報課が担当する。

(雑則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は，委員長が定める。

附 則

この規程は，昭和37年7月24日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和42年9月11日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月28日達第717号）

この改正規程は、昭和55年5月28日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年5月27日達第801号）

この規程は、昭和62年5月27日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。